

利用者向けデジタル活用支援推進事業
令和4年度 デジタル活用支援研修実施要領
第 1.3 版

令和5年1月

改訂履歴

版数	日付	内容
第 1.0 版	令和 4 年 5 月	・ 初版を作成。
第 1.1 版	令和 4 年 5 月	・ コネクシオ株式会社の個人情報保護管理責任者の役職および電話番号を修正
第 1.2 版	令和 4 年 8 月	・ eラーニング（基本講座）の追加（1-②、③【eラーニングの概要】（3）基本講座） ・ eラーニング（応用講座）の講座名変更（1-②、③【eラーニングの概要】（4）応用講座）
第 1.3 版	令和 5 年 1 月	・ eラーニング（基本講座）の追加（1-②、③【eラーニングの概要】（3）基本講座） ・ eラーニング（応用講座）の追加（1-②、③【eラーニングの概要】（4）応用講座）

本要領は、令和4年度のデジタル活用支援推進事業(全国展開型、地域連携型)における講師となるための研修に関する事項について、記載しています。本要領に記載の用語や内容に関しましては、別途定める「令和4年度デジタル活用支援実施ガイドライン」に記載の内容に準拠します。

なお、受講対象の講座の数等、今後変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。当該研修実施要領は執行団体により定めており、研修の準備および実施は実施主体により対応します。

【執行団体】: 研修実施要領の作成、講師の皆様の受講管理

【実施主体】: 研修(eラーニング、オンライン研修)の準備・実施

1. 【デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修】

① 集合研修(オンライン研修)

オンライン会議ツールを用いて、講師候補が、講座毎にリアルタイムで講義を受講し、最後にデジタル活用支援推進事業における講師としての受講内容の理解度を確認するテスト(以下、「テスト」という。)を実施する。

② eラーニング(基本講座)

eラーニングのシステムを用いて、講師候補が、基本講座の講座毎に研修動画を視聴し、最後にテストを実施する。

③ eラーニング(応用講座)

eラーニングのシステムを用いて、講師候補が、応用講座の講座毎に研修動画を視聴し、最後にテストを実施する。

1-① 【集合研修(オンライン研修)の概要】

(1) 趣旨

主に教え方の指導スキルや接遇スキルの向上に重きをおいて、基本講座又は応用講座の教え方を学習するために実施します。

(2) 対象者

地域連携型の講師となる方を対象とします。

(3) 講座内容

接遇スキル・指導スキルの習得(座学・ロールプレイ)等についてまとめた教材を使用する講座

(4) 所要時間等

① 1日目

・実施ガイドライン、講座進行スキルの習得 合計3時間を想定

② 2日目

・伝え方スキル、関係構築スキルの習得 合計3時間を想定

③ テスト

・受講後にeラーニングシステム等を用いて、受講内容の理解度を確認するテストを実施

(5) 受講者数等

1回あたり30名程度の受講を想定 土日祝でも開催

(6) 研修の免除

令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師と地域連携型の講師に重複する方は、執行団体より承認を得た場合においてのみ、研修が免除されます。免除を受ける場合は、本事業に応募し本事業の実施団体として決定通知を受けた者 [以下、「事業実施団体」という。]を通して、執行団体にお問い合わせください。受講免除の承認は実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

なお令和3年度デジタル活用支援推進事業の集合研修(オンライン研修)の受講有無は関係ありませんのでご注意ください。

(7) 実施主体

コネクシオ株式会社

1-②、③【eラーニングの概要】

(1) 趣旨: 主に知識の習得に重きをおいて基本講座及び応用講座の内容・教え方を学習するために実施します。

(2) 所要時間: 各講座40分程度

(3) 基本講座

地域連携型の講師となる方は、講習会・相談会で扱う予定の講座にかかわらず、事前に下記講座を【すべて】受講する必要があります。全国展開型の講師となる方の受講は任意です。ただし、「Ⅷ.スマートフォンを安全に使うためのポイント」「Ⅸ.オンライン会議システムの利用方法」については、地域連携型の講師となる方・全国展開型の講師となる方に関わらず、講習会・相談会で扱う場合に限り、事前に受講する必要があります。

- i. 電源の入れ方、ボタン操作方法
- ii. 電話のかけ方、カメラの使い方
- iii. アプリのインストール方法
- iv. インターネットの利用方法
- v. メールの利用方法
- vi. 地図アプリの利用方法
- vii. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)・コミュニケーションアプリの利用方法等
- viii. スマートフォンを安全に使うためのポイント
- ix. オンライン会議システムの利用方法
- x. その他執行団体が指定する講座

(4) 応用講座

全国展開型および地域連携型の講師となる方は、講習会・相談会で扱う予定の講座について、事前に受講する必要があります。講習会・相談会で扱わない予定の講座の受講は任意です。

- i. マイナンバーカードの申請方法
- ii. マイナポータルの活用方法
- iii. マイナポイントの申込方法
- iv. e-Taxの利用方法
- v. オンライン診療の利用方法
- vi. 新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法
- vii. 健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録

viii. 全国版救急受診アプリ(Q助)の利用方法

ix. その他執行団体が指定する講座

(5) 実施頻度等

講師候補が適時のタイミングでeラーニングのサイトにアクセスし、研修教材(動画)を視聴します。教材の更新については、その都度、執行団体よりメールで情報を提供しますので、講習会等に参加する前には、最新の研修教材の確認をお願いします。研修教材が更新された場合は、軽微な改編であっても再度受講する必要があります。

(6) 研修の免除

① 全国展開型の講師

下記のすべてを満たす場合は、講座単位でeラーニングの受講を免除することがあります。免除を受ける場合は、事業実施団体を通して、執行団体にお問い合わせください(委託先又は講師本人からの問い合わせは不可)。受講免除の承認は、実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

(ア) 令和3年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師であったこと

(イ) 令和3年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講していたこと

(ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること

ただし、研修教材が更新された場合は、当該講座の研修の免除対象者においても再度受講する必要があります。

② 地域連携型の講師

下記のすべてを満たす場合は、講座単位でeラーニングの受講を免除することがあります。免除を受ける場合は、事業実施団体を通して、執行団体にお問い合わせください(委託先又は講師本人からの問い合わせは不可)。受講免除の承認は、実施主体ではなく、執行団体が行いますのでご注意ください。

(ア) 令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師と重複する方

(イ) 令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師として、当該講座のeラーニングを受講又は免除されること

(ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること

ただし、研修教材が更新された場合は、当該講座の研修の免除対象者においても再度受講する必要があります。

(7) 実施主体

(一財)日本データ通信協会

表： デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修の概要

	全国展開型の講師	地域連携型の講師
①集合研修 (オンライン研修)		
対象者		全員
所要時間等		1日目：3時間 2日目：3時間 テスト：eラーニング等のシステム
研修の免除		令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師と地域連携型の講師に重複する場合。執行団体の承認が必要。
②eラーニング(基本講座)		
対象者	任意	全員
受講範囲		講習会・相談会で扱う予定の講座にかかわらず、すべて
	ただし、「Ⅷ.スマートフォンを安全に使うためのポイント」「Ⅸ.オンライン会議システムの利用方法」については、講習会・相談会で扱う予定に限る	
研修の免除		以下すべてを満たす方 (ア) 令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師と重複する方 (ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること
③eラーニング(応用講座)		
対象者	全員	全員
受講範囲	講習会・相談会で扱う予定の講座	講習会・相談会で扱う予定の講座
研修の免除	以下すべてを満たす方 (ア) 令和3年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師であったこと (イ) 令和3年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師として、当該講座のeラーニングを受講していたこと (ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること	以下すべてを満たす方 (ア) 令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師と重複する方 (イ) 令和4年度デジタル活用支援推進事業の全国展開型の講師として、当該応用講座のeラーニングを受講又は免除されること (ウ) 執行団体が受講の免除を承認すること

2. 【デジタル活用支援推進事業における講師となるための研修の受講方法】

2-① 全国展開型の講師における研修の受講方法等については、以下のとおりです。

全国展開型の講師は、eラーニング(応用講座)を受講していただきます。

(1) 受講者等リストの提出

執行団体は、本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストを基に、受講者を決定します。その後の追加・削除等の変更については、その都度執行団体に変更申請をしてください。

(2) eラーニングの受講講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通

知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、各自のID、パスワードを入力し、eラーニングを受講し、テストを受けてください。

2-② 地域連携型の講師における研修の受講方法等については、以下のとおりです。

地域連携型の講師は、集合研修(オンライン研修)及び eラーニング(基本・応用講座)を受講していただきます。

(1) 受講者等リストの提出

執行団体は、本事業の応募に際し事業実施団体から提出のあった講師リストを基に、受講者を決定します。その後の追加・削除等の変更については、その都度執行団体に変更申請をしてください。

(2) 集合研修(オンライン研修)の受講

執行団体は、講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、集合研修(オンライン研修)の予約のために、ご自身のメールアドレス、各自のID、パスワードを入力して予約をした上で、受講してください。予約システムの使用方法については、執行団体より事業実施団体に送付される集合研修(オンライン研修)の受講マニュアルをご参照ください。

(3) 集合研修(オンライン研修)用動画による復習

集合研修(オンライン研修)後、集合研修(オンライン研修)用動画をeラーニングのクラウドシステム上で視聴し、テストを受けてください。動画の視聴は任意ですが、テストは集合研修(オンライン研修)の対象者全員が受ける必要があります。

(4) eラーニングの受講

執行団体は、講師リストを基に、受講者のID、パスワードを設定し、事業実施団体に通知します。その通知を受けた事業実施団体において、所属する受講者それぞれに対し、ID、パスワードを通知し、受講者は、各自のID、パスワードを入力し、eラーニングを受講し、テストを受けてください。

3. 【デジタル活用支援推進事業における講師のシステム上の管理】

eラーニングのシステムにおいて、講座の受講履歴等の管理は、執行団体が行います。また、全国展開型については、受講者が非常に多いことから、事業実施団体においても当該事業者のデジタル活用支援推進事業における講師の受講履歴等の閲覧は可能であり、講習会等での適切な講座の開設が可能となっています。

4. 【受講者等リストで提供いただいた個人情報の取扱い】

(1) 個人情報の保護について

総務省からの委託を受けた執行団体では、事業実施団体から提供される個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じ、次の者を個人情報保護管理責任者として任命しております。

✓ 執行団体

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 個人情報保護管理責任者

レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部長

電話:03-5974-0129

住所:〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

✓ 研修の実施主体(eラーニング)

一般財団法人日本データ通信協会 個人情報保護管理責任者 専務理事

電話:03-5907-5139

住所:〒170-8585東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号巣鴨室町ビル7F

✓ 研修の実施主体(集合研修(オンライン研修))

コネクシオ株式会社 個人情報保護管理責任者 デジタルライフ事業推進部長

電話:03-5408-3100

〒105-6907 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー7階

✓ 総務省 個人情報保護管理責任者 情報流通行政局情報流通振興課長

総務省主管室連絡先

電話:03-5253-5494

住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(2) 個人情報の利用目的について

本研修で扱う個人情報は、本研修に関連する連絡及び管理のために利用いたします。

(3) 個人情報の第三者への提供について

本研修で扱う個人情報は、ご本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(4) 個人情報の共同利用について

本研修で扱う個人情報は、総務省の委託を受けた執行団体のほか、本事業を所管する主務省(総務省[情報流通行政局情報流通振興課])及び各研修の実施主体の間で共同利用する場合があります。

① 共同利用する目的:本研修の受講者の受講履歴等の管理

② 共同利用する項目:会社名、氏名、受講履歴

③ 共同利用の手段、方法:本研修の受講者名簿(電子データ、紙媒体)として

④ 共同利用をする者:総務省、執行団体、研修の実施主体

(5) 開示等について

ご本人からの求めにより、保有する開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止(「開示等」という。)に応じます。

(6) 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7) 取得した個人情報の消去等

本事業終了後、取得した個人情報は、消去します。